

第64条の4第1号及び第2号を削り、同条第3号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、同条中同号を第1号とし、第4号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第13号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同号を同条第11号とし、同号の次に次の2号を加える。

(2) 景観の形成等に関すること。

(3) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の施行に関すること。

第64条の4第14号中「及び宅地保全審議会」を「宅地保全審議会、景観形成審議会、広告物審議会及び緑豊かな環境形成審議会」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号の次に次の2号を加える。

(4) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）の施行に関すること。

(5) 緑豊かな地域環境の形成に関すること。

第64条の4を第64条の2とする。

第64条の5第9号中「他課室」を「他課」に改め、同条を第64条の3とする。

第65条の2第1号中「住宅建設計画法（昭和41年法律第100号）」を「住生活基本法（平成18年法律第61号）」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同条中同号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第65条の8第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に、「他課室」を「他課」に改め、同号を同条第4号とする。

第65条の9第4号中「他課室」を「他課」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 阪神・淡路大震災に係る義援金に関すること。

第66条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第67条第1項中「及び室」を削り、同項の表課室名の項中「課室名」を「課名」に改め、同表審査・指導室の項中「審査・指導室」を「審査・指導課」に改め、同条第2項中「及び室」及び「を置き、工事検査室に工事検査企画係」を削る。

第68条第17号から第19号まで及び第21号中「他課室」を「他課」に改める。

第68条の2（見出しを含む。）中「審査・指導室」を「審査・指導課」に改め、同条第2号中「他課室」を「他課」に改める。

第70条の見出し及び同条第1項中「若しくは室」を削る。

第71条中「課若しくは室」を「若しくは課」に改め、同条の表特別職報酬等審議会の項中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同表中

情報公開審査会	情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）による不服申立て並びに情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画管理部 教育・情報局 県民情報室
個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）による個人情報の保護に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	

を

公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）による知事に対する答申、勧告等に関する事務	企画管理部 教育・情報局 文書課
情報公開審査会	情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）による不服申立て並びに情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画管理部 教育・情報局 県民情報セン
個人情報保護審議	個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）による個人	

会	情報の保護に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	ター
---	---	----

に、

結核診査協議会	結核予防法第48条第1項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療の費用の負担の申請に関し必要な事項の審議に関する事務	健康生活部 健康局 疾病対策課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第1項の規定による入院勧告及び入院の期間の延長に関し必要な事項の審議に関する事務	

を

感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による就業制限の通知、入院の勧告及び入院の期間の延長及び結核患者の医療の費用の負担の申請に関し必要な事項の審議に関する事務	健康生活部 健康局 疾病対策課
----------	---	-----------------------

に改め、同表社会福祉審議会の項中「健康生活部福祉局社会援護課」を「健康生活部社会福祉局社会援護課」に改め、同表介護保険審査会の項中「健康生活部福祉局介護保険課」を「健康生活部社会福祉局高齢社会課」に改め、同表中「健康生活部福祉局障害福祉課」を「健康生活部障害福祉局障害福祉課」に、

環境審議会	環境基本法による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第23号）及び温泉法による自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務並びに環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）による環境の保全と創造に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康生活部 環境政策局 環境政策課
公害審査会	公害紛争処理法による公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁等に関する事務	

を

環境審議会	環境基本法による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び温泉法による自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務並びに環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）による環境の保全と創造に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康生活部 環境政策局 環境政策課
公害審査会	公害紛争処理法による公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁等に関する事務	
環境影響評価審査会	環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）による環境影響評価に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康生活部 環境政策局 環境影響評価課

に改め、同表環境影響評価審査会の項を削り、同表建設工事紛争審査会の項中「県土整備部県土企画局契約・建設業室」を「県土整備部県土企画局総務課」に改め、同表中

まちづくり政策審議会	まちづくり基本条例（平成11年兵庫県条例第29号）によるまちづくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	県土整備部 まちづくり局 都市政策課
------------	---	--------------------------

を

まちづくり政策審議会	まちづくり基本条例（平成11年兵庫県条例第29号）によるまちづくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	県土整備部 まちづくり局 都市政策課
国土利用計画審議会	国土利用計画法による県計画、市町計画及び土地利用基本計画についての意見並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	
土地利用審査会	国土利用計画法による規制区域の指定についての確認、監視区域及び注視区域の指定についての意見、土地に関する権利の移転等の許可についての意見、審査請求に対する裁決、土地に関する権利の移転等の届出に係る規制の制定についての意見並びに土地に関する権利の移転等の届出及び遊休土地に係る計画の届出に対する措置の勧告についての意見に関する事務	

に、

国土利用計画審議会	国土利用計画法による県計画、市町計画及び土地利用基本計画についての意見並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	県土整備部 まちづくり局 土地対策室
土地利用審査会	国土利用計画法による規制区域の指定についての確認、監視区域及び注視区域の指定についての意見、土地に関する権利の移転等の許可についての意見、審査請求に対する裁決、土地に関する権利の移転等の届出に係る規制の制定についての意見並びに土地に関する権利の移転等の届出及び遊休土地に係る計画の届出に対する措置の勧告についての意見に関する事務	
景観形成審議会	景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）による景観の形成等に関する重要事項の調査審議に関する事務及び風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）による風致地区内の建築等に関する重要事項の調査審議に関する事務	県土整備部 まちづくり局 景観形成室
広告物審議会	屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による広告物等の規制、広告景観モデル地区の指定その他屋外広告物に関する重要事項の調査審議に関する事務	
緑豊かな環境形成審議会	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）による緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項の調査審議に関する事務	

大規模小売店舗等 立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）による大規模小売店舗を設置する者が周辺の地域の生活環境の保持のために行う適正な配慮の確保に関する重要事項及び大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）による大規模集客施設を設置する者が大規模集客施設と都市機能との調和を図るために講ずべき対策に関する重要事項の調査審議に関する事務	県土整備部 まちづくり局 まちづくり課
開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査に関する事務	
宅地保全審議会	宅地造成等規制法及び災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）の運用及び宅地に関する災害の防止に関する重要事項の調査審議に関する事務	

を

大規模小売店舗等 立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）による大規模小売店舗を設置する者が周辺の地域の生活環境の保持のために行う適正な配慮の確保に関する重要事項及び大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）による大規模集客施設を設置する者が大規模集客施設と都市機能との調和を図るために講ずべき対策に関する重要事項の調査審議に関する事務	県土整備部 まちづくり局 まちづくり課
開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査に関する事務	
宅地保全審議会	宅地造成等規制法及び災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）の運用及び宅地に関する災害の防止に関する重要事項の調査審議に関する事務	
景観形成審議会	景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）による景観の形成等に関する重要事項の調査審議に関する事務及び風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）による風致地区内の建築等に関する重要事項の調査審議に関する事務	
広告物審議会	屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による広告物等の規制、広告景観モデル地区の指定その他屋外広告物に関する重要事項の調査審議に関する事務	
緑豊かな環境形成 審議会	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）による緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項の調査審議に関する事務	

に改める。

第72条の13中「団体課」を「調整課」に改める。

第75条第1項中「企画調整部」の右に「、県税部」を加える。

第77条第1項の表丹波県民局の款県民生活部の項中「地域協働課」を「地域協働課 事業課」に改める。

第78条の表部等の欄中「企画調整部」を「県税部」に改める。

「第3款 企画調整部、企画県民部及び県税部」を「第3款 企画調整部及び企画県民部」に改める。

「第1目 所掌事務」を削る。

第79条第2項第3号を次のように改める。

(3) 第85条第1項第11号、第32号及び第33号に掲げる事務

第79条第2項第5号及び第3項を削り、同条の次に次の款名及び1目を加える。

第3款の2 県税部

第1目 所掌事務

第79条の2 県税部においては、県税事務所が所掌する事務のほか、税収確保対策の総合的推進に関する事務をつかさどる。

第81条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第82条の表伊丹県税事務所の項及び加古川県税事務所の項中「間税課」を削り、同表姫路県税事務所の項中「間税課」及び「軽油調査課」を削る。

第83条の7中「兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号）第1条の規定により設置された県立生活科学センターに関する」を「県民の生活の科学化並びに消費者の利益の擁護及び増進に寄与するため、」に改め、同条第4号中「県立生活科学センター」を「生活科学センター」に改める。

第85条第2項中「、社健康福祉事務所」を削る。

第85条の2第3項を削る。

第86条の表芦屋健康福祉事務所の項中「監査指導課」を「企画課 監査指導課」に改め、同表宝塚健康福祉事務所の項中「監査指導課 福祉課」を「企画課 監査指導課 福祉課 調整課」に改め、同表加古川健康福祉事務所の項中「監査指導課」を「企画課 監査指導課」に、「生活福祉課」を「生活福祉課 調整課」に改め、同表社健康福祉事務所の項中「監査指導課」を「企画課 監査指導課」に改め、同表福崎健康福祉事務所の項中「監査指導課」を「企画課 監査指導課」に、「生活福祉課」を「生活福祉課 調整課」に改め、同表龍野健康福祉事務所の項、柏原健康福祉事務所の項及び洲本健康福祉事務所の項中「監査指導課」を「企画課 監査指導課」に改める。

第87条の10第1項の表神戸土地改良事務所の項、社土地改良事務所の項、姫路土地改良事務所の項、上郡土地改良事務所の項、豊岡土地改良事務所の項及び柏原土地改良事務所の項中「農村計画課」を「管理課 農村計画課」に改め、同表洲本土地改良事務所の項中「農村計画第1課」を「管理課 農村計画第1課」に改める。

第87条の13第6項を削る。

第87条の13の2第4項を削る。

第87条の14第1項の表神戸土木事務所の項中「ダム課 公園防災課」を「公園ダム課」に改め、同表豊岡土木事務所の項中「ダム課」を削り、同条第6項中「及び建築設備課」を削り、同条第7項中「用地対策課、」を削る。

第87条の15第2項中「道路整備課、道路保全課」を「道路課」に改める。

第105条の3の表経営学研究科の項の次に次のように加える。

会計研究科	神戸市西区学園西町8丁目
-------	--------------

第105条の3の表環境人間学研究科の項中「姫路市新在家本町1丁目」を「姫路市新在家本町1丁目 三田市弥生が丘6丁目」に改める。

第107条の表自然・環境科学研究所の項中「佐用郡佐用町西河内」を「佐用郡佐用町西河内 丹波市青垣町沢野」に改める。

第109条第1項の表に次のように加える。

兵庫県立大学附属中学校	赤穂郡上郡町光都3丁目
-------------	-------------

第110条に次の1項を加える。

3 兵庫県立大学附属中学校においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 生徒の教育に関すること。
- (2) 教育研究及び学生の教育実習に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、兵庫県立大学附属中学校の運営に関すること。

第115条の3の表神戸学園都市キャンパス事務部の項中「企画調整課 経理課 教務課 学生課」を「総務課 学務第1課 学務第2課」に改め、同表姫路書写キャンパス事務部の項中「企画調整課 経理課」を「総務課」に改め、同表播磨科学公園都市キャンパス事務部の項から明石キャンパス事務部の項までの規定中「学術情報課」を削る。

第117条の2第2項中「第26条」を「第51条」に改める。

第136条の7の表中「芦屋市」を「明石市 芦屋市」に、「相生市」を「相生市 加古川市」に、「宝塚市 川西市 宍粟市 川辺郡」を「西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 加西市 宍粟市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡」に改める。

第136条の9第1項中「2課」を「3課」に、「総務課」を「総務課  
企画課」に改める。

第136条の11第2項の表名称の項の次に次のように加える。

三 木 支 所	三 木 市	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
---------	-------	--

第46節から第51節までを次のように改める。

第46節 森林動物研究センター

(設置)

第235条 森林内に生息する野生動物の保護及び管理に係る調査研究、知識及び技術の普及等を行うことにより、森林と野生動物の保護及び管理を総合的に推進し、もって人と森林と野生動物の共存に寄与するため、森林動物研究センターを丹波市青垣町沢野に置く。

(所掌事務)

第236条 森林動物研究センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野生動物の保護及び管理に係る調査研究に関すること。
- (2) 野生動物の生息地となる森林の保護及び管理に係る調査研究に関すること。
- (3) 野生動物の保護及び管理に係る知識及び技術の普及指導に関すること。
- (4) 野生動物の保護及び管理に係る施策の企画の支援に関すること。
- (5) 県、市町又は地域住民が行う野生動物による農林業被害の防除のための取組に対する技術的支援に関すること。

(内部組織)

第237条 森林動物研究センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

名 称	課 名
業 務 部	総務課
研 究 部	

(業務部の事務)

第238条 業務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野生動物の保護及び管理に係る知識及び技術の普及指導に関すること。
- (2) 県、市町又は地域住民が行う野生動物による農林業被害の防除のための取組に対する技術的支援に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、研究部の所掌に属しないこと。

(研究部の事務)

第239条 研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野生動物の保護及び管理に係る調査研究に関すること。
- (2) 野生動物の生息地となる森林の保護及び管理に係る調査研究に関すること。
- (3) 野生動物の保護及び管理に係る施策の企画の支援に関すること。

第47節から第51節まで 削除

第240条から第247条まで 削除

第377条の表室長の項を削る。

第378条の表参事の項中「、室」を削り、同表観光参事の項の次に次のように加える。

福 社 参 事	健 康 生 活 部	上司の命を受け、福祉に関する特殊の事務を処理する。
---------	-----------	---------------------------

第378条の表人事管理員の項の次に次のように加える。

不正軽油特別対策 官	税 務 課	上司の命を受け、軽油引取税に係る軽油調査に関する事務を掌理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
室 長	課	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務を掌理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
副 課 長	課	課長の職務を補佐し、課の事務を整理し、所属の職員の担当する事務を監督するとともに、課長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
副 室 長	工 事 検 査 室	工事検査室長の職務を補佐し、工事検査室の事務を整理し、所属の職員の担当する事務を監督するとともに、工事検査室長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第378条の表主幹の項、課長補佐の項及び係長の項中「、室」を削り、同表主任気象専門員又は気象専門員の項を削り、同表会計審査・指導専門員の項中「審査・指導室」を「審査・指導課」に改め、同表付の項から主任の項までの規定中「、室」を削る。

第379条第1項及び第380条中「、室」を削る。

第381条及び第382条を次のように改める。

第381条及び第382条 削除

第384条の表人事管理員の項の次に次のように加える。

副 参 事	部	中欄に掲げる組織の長の職務を補佐し、当該組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督するとともに、組織の長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
副 所 長	事務所又は神戸生活創造センター	
副 館 長	但馬文教府、西播磨文化会館又は淡路文化会館	但馬文教府又は西播磨文化会館の長の職務を補佐し、これらの組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督するとともに、これらの組織の長に事故があるとき、若しくは欠けたときは、その職務を代理し、又は上司の命を受け、淡路文化会館の所掌する事務のうち担任事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
館 長 補 佐	淡 路 文 化 会 館	淡路文化会館長の職務を補佐し、当該組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督するとともに、淡路文化会館長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第384条の表副所長の項を削り、同表主任不動産評価専門員又は不動産評価専門員の項中「主任不動産評価専門員又は不動産評価専門員」を「主任課税調査専門員又は課税調査専門員」に、「不動産取得税に係る不動産評価」を「県税に係る課税調査」に改める。

第385条の3を削り、第385条の4を第385条の3とする。

第386条第1項中「及び県立農林水産技術総合センター」を「、県立農林水産技術総合センター及び森林動物研究センター」に改める。

第387条第1項の表副所長の項中「東京事務所」を「地方機関、県立工業技術センターの工業技術支援センター又は県立農林水産技術総合センターの北部農業技術センター、淡路農業技術センター、森林林業技術センター若しくは水産技術センター」に改め、同表副館長の項中「又は職員会館」を「、職員会館又は県立こどもの館」に改め、同表次長の項中「県立工業技術センター又は県立農林水産技術総合センター」を「県立精神保健福祉センター、県立のじぎく療育センターの総務部、県立工業技術センター、県立農林水産技術総合センター又は森林動物研究センター」に、「又は県立健康環境科学研究センター」を「、県立健康環境科学研究センター、県立精神保健福祉センター又は森林動物研究センター」に改め、「監督し」の右

に「、県立のじぎく療育センターの総務部」を加え、同表中

副 校 長	広域防災センターの 消防学校又は兵庫障 害者職業能力開発校
-------	-------------------------------------

を

副 校 長	広域防災センターの 消防学校又は兵庫障 害者職業能力開発校
副 園 長	県立明石学園

に改め、同表主任研究員又は研究員の項中「又は県農林水産

技術総合センター」を「、県立農林水産総合技術センター又は森林動物研究センター」に改め、同項の次に次のように加える。

主任森林動物専門 員又は森林動物専 門員	森林動物研究センター	上司の命を受け、森林と野生動物の保護及び管理の推進に係る事務並びに野生動物による農林業被害の防除に関する専門的事項についての調査研究及び普及指導の事務を処理する。
----------------------------	------------	---

第390条第1項中「第386条から第388条までに規定する職は、事務吏員又は技術吏員のうちから知事が命ずる。ただし、」を削り、同条第2項から第4項までを削る。

第391条第1項中「副校長」の右に「、副園長」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、地方機関の内部組織の長に事故があるとき、又は欠けたときについて準用する。

第392条の表経営学部長の項の次に次のように加える。

会計研究科長	会計研究科	学長の命を受け、会計研究科の業務を掌理する。
--------	-------	------------------------

第393条の表次長の項を削り、同表学部学生部長の項の次に次のように加える。

次 長	部	部長の職務を補佐し、部の事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。
-----	---	---------------------------------------

第393条の表課長補佐の項及び付の項を次のように改める。

付	事 務 局	上司の命を受け、担当事務を処理する。
課 長 補 佐	事 務 局	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。

第396条第1項を削り、同条第2項中「経営学部長」の右に「、会計研究科長」を加え、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項から第6項までを削る。

附則第2条の表地域協働局の項を削り、同表大学課の項中「平成19年3月31日」を「平成22年3月31日」

に改め、同表のじぎく国体局の項から健康ひょうご課の項までを削り、同表のじぎく大会局の項を次のように改める。

障 害 福 祉 局	平成21年3月31日
-----------	------------

附則第3条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条第1項とし、同条第4項の表防災計画課の項を次のように改める。

文書課	公益法人、公益信託及び宗教法人に関すること。	平成26年3月31日
-----	------------------------	------------

附則第3条第4項の表社会援護課の項を次のように改める。

産業振興局	第25回全国菓子大博覧会・兵庫の開催に係る総合調整に関すること。	平成21年3月31日
-------	----------------------------------	------------

附則第3条第4項の表社会援護課の項の次に次のように加える。

能力開発課	ものづくり大学校の開設準備に関すること。	平成21年3月31日
-------	----------------------	------------

附則第3条第4項の表県土企画局の項中「推進」の右に「並びに県土企画局の業務のうち技術上の重要課題の調整」を加え、「平成19年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項の表医療参事の項及び儀典室長の項を次のように改める。

個人住民税特別対策官	税務課	個人県民税に係る徴収事務の総合的推進その他納税奨励に関すること。	平成22年3月31日
こども安全官	児童課	児童虐待及び配偶者からの暴力の防止等に関する施策の総合調整並びに児童相談所及び児童福祉施設（保育所を除く。）に係る指導及び連絡調整に関すること。	平成22年3月31日

附則第3条第5項の表軽油特別調査官の項を削り、同項を同条第3項とする。

附則第4条第1項中「、災害対策局及びのじぎく国体局」を「及び災害対策局」に改める。

附則第5条第1項を削り、同条第2項中「第396条第2項」を「第396条第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項から第5項までを削る。

## 第2条 行政組織規則の一部を次のように改正する。

第85条第2項中「、柏原健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所」を「及び柏原健康福祉事務所」に改める。

第136条の7の表中「明石市」を「明石市 洲本市」に、「加西市」を「加西市 南あわじ市 淡路市」に改める。

第136条の11第2項の表に次のように加える。

淡 路 支 所	淡 路 市	洲本市 南あわじ市 淡路市
---------	-------	---------------

（労働委員会事務局組織規則の一部改正）

## 第3条 労働委員会事務局組織規則（昭和38年兵庫県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務調整課の項中「調整第1係 調整第2係」を「調整係」に改め、同表審査課の項中「審査第3係」を削る。

第6条第1項及び第3項並びに第8条の表主査の項及び主任の項中「主幹」を「副課長」に改める。

第9条を削る。

（地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正）

## 第4条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則（昭和43年兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「課長」の右に「、室長、副課長」を加え、同条第3号中「長」の右に「、副所長」を加える。

第2条第2号中「課長」を「病院事業副管理者、副局長、課長、副課長」に改め、同条第3号中「周産期医療センター所長」を「周産期医療センター長、小児救急医療センター長、病理診断センター長、麻酔センター長」に、「難病相談センター所長」を「難病相談センター長、精神科救急医療センター長」に、「県立成人病センター総長」を「県立がんセンター総長」に改める。

(地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正)

第5条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則(昭和44年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「課長」の右に「、室長、副課長」を加え、同条第4号中「長」の右に「、副所長」を加える。

第2条第2号中「課長」を「病院事業副管理者、副局長、課長、副課長」に改め、同条第3号中「周産期医療センター所長」を「周産期医療センター長、小児救急医療センター長、病理診断センター長、麻酔センター長」に、「難病相談センター所長」を「難病相談センター長、精神科救急医療センター長」に、「県立成人病センター総長」を「県立がんセンター総長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第40号

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(ため池の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 ため池の保全に関する条例施行規則(昭和26年兵庫県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第6条中「~~技術員~~」を「~~職員~~」に改める。

第7条中「~~第11条~~」を「~~第10条~~」に改める。

第11条中「~~第11条~~」を「~~第10条~~」に改め、「~~の~~」の下に「~~の~~」を加え、「~~技術員~~」を「~~職員~~」に改める。

第3号様式中「~~第11号様式~~」を「~~第10号様式~~」に改め、同様式表の部中「~~表~~」を「~~中~~」に、「~~ため池管理計画~~」を「~~ため池管理計画~~」に改め、「~~附記~~」を削り、「~~表~~」を「~~表~~」に改め、同様式裏の部中「~~技術員~~」を「~~職員の~~」に、「~~第11条~~」を「~~第10条~~」に改める。

第4号様式中「~~第11号様式~~」を「~~第10号様式~~」に、「~~技術員~~」を「~~職員~~」に、「~~の~~」の下に「~~の~~」を加え、「~~第11条~~」を「~~第10条~~」に、「~~第11条~~」を「~~第10条~~」に、「~~の~~」の下に「~~の~~」を加える。

(主要農作物の種子に係るは場審査及び生産物審査に関する規則の一部改正)

第2条 主要農作物の種子に係るは場審査及び生産物審査に関する規則(昭和36年兵庫県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「技術吏員」を「職員」に改める。

(行政書士の業務に関する手続等を定める規則の一部改正)

第3条 行政書士の業務に関する手続等を定める規則(昭和36年兵庫県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第13条第2項」を「第13条の22第2項」に改める。

様式第4号(表)の部中「第13条第1項」を「第13条の22第1項」に改め、同様式(裏)の部中「第13条

都道府県知事は」を「（立入検査）  
第13条の22 都道府県知事は」に、「当該吏員」を「当該職員」に、「行政書士の」  
を「行政書士又は行政書士法人の」に改め、「関係書類」の右に「（これらの作成又は保存に代えて電磁的  
記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

（兵庫県職員委員会規則の一部改正）

第4条 兵庫県職員委員会規則（昭和38年兵庫県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第5条第1項中「吏員」を「職員」に改める。

（家畜人工授精師養成講習会規則の一部改正）

第5条 家畜人工授精師養成講習会規則（昭和38年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第4条中「吏員」を「職員」に改める。

（主要農作物原種配布規則の一部改正）

第6条 主要農作物原種配布規則（昭和39年兵庫県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県立農林水産技術総合センター農業技術センター作物部」を「県立農林水産技術総合センター  
農業技術センター作物・経営機械部」に改める。

（県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部改正）

第7条 県税等に係る財務規則の特例に関する規則（昭和39年兵庫県規則第33号）の一部を次のように改正す  
る。

第8条第2項及び第13条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

（児童福祉規則の一部改正）

第8条 児童福祉規則（昭和39年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第22号（裏）の部中「吏員」を「職員」に改める。

（公舎管理規則の一部改正）

第9条 公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、出納長」を削る。

第6条第2項第1号中「、出納長」を削り、「学長」の右に「、会計管理者」を加える。

（兵庫県特別職報酬等審議会規則の一部改正）

第10条 兵庫県特別職報酬等審議会規則（昭和43年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

（兵庫県自治研修所規則の一部改正）

第11条 兵庫県自治研修所規則（昭和43年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表県職員研修の款吏員研修の項中「吏員研修」を「職員研修」に改め、同表市町職員研修の款吏員第1  
部研修の項中「吏員第1部研修」を「職員第1部研修」に、「中級吏員又は初級吏員」を「中級職員又は初  
級職員」に改め、同款吏員第2部研修の項中「吏員第2部研修」を「職員第2部研修」に改める。

（兵庫県が施行する土地区画整理事業の清算金等事務取扱規則の一部改正）

第12条 兵庫県が施行する土地区画整理事業の清算金等事務取扱規則（昭和48年兵庫県規則第57号）の一部を  
次のように改正する。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第8条関係）」に改め、同様式（表）の部中「清算徴収金  
滞納処分吏員証」を「清算徴収金滞納処分職員証」に改め、同様式（裏）の部中「行なう」を「行う」に、  
「必らず」を「必ず」に、「呈示」を「提示」に改める。

（公有財産規則の一部改正）

第13条 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「局（同章に規定する課及び室に属しない部の事務に関する部分に限る。）、課及び室」  
を「課及び工事検査室」に改める。

第6条第1項中「企画管理部管理局財産管理室（以下「財産管理室」という。）」を「管財課」に改め、  
同条第2項第6号中「財産管理室」を「管財課」に改める。

第7条第3項中「企画管理部管理局財産管理室長」を「企画管理部管理局管財課室長」に改める。

別表第2摘要の欄中「財産管理室」を「管財課」に改める。

（文書管理規則の一部改正）

第14条 文書管理規則（平成12年兵庫県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表30年の項9中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同表5年の項13中「部長」を「会計

管理者、部長」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則の一部改正)

第15条 児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則(平成13年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式(裏面)の部中「支員」を「職員」に、「第62条第1号」を「第62条第5号」に改める。

(収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正)

第16条 収用委員会事務局の設置等に関する規則(平成16年兵庫県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後のため池の保全に関する条例施行規則第7条に規定する証票、第3条の規定による改正後の行政書士の業務に関する手続等を定める規則第4条第2号に規定する立入検査証、第8条の規定による改正後の児童福祉規則第26条に規定する証票、第12条の規定による改正後の兵庫県が施行する土地区画整理事業の清算金等事務取扱規則第8条に規定する身分証明書又は第15条の規定による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則に規定する証票は、当分の間、それぞれ第1条の規定による改正前のため池の保全に関する条例施行規則第3号様式、第3条の規定による改正前の行政書士の業務に関する手続等を定める規則様式第4号、第8条の規定による改正前の児童福祉規則様式第22号、第12条の規定による改正前の兵庫県が施行する土地区画整理事業の清算金等事務取扱規則様式第3号又は第15条の規定による改正前の児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票の様式を定める規則別記様式によることができる。